

加算税制度の二つの見直し

本レポートは、企業の経営者や管理担当役員、経営企画や会計・経理等の担当者に対して、平成28年度税制改正で平成29年1月1日から適用となる加算税の新制度について簡略に説明しています。

1章 平成29年1月1日より新制度適用

1. 強化される法定調書制度と加算税制度

「最近、税務調査がこないな…」と感じられている経営者の方は多いのではないのでしょうか。国税庁が公表している法人税の実地調査件数は、平成17年事務年度には14.3万件でしたが、最近では10万件を切り、平成26事務年度では9.5万件となっています。

これは、平成23年に国税通則法が改正され、税務調査手続が法整備されたこと（事前通知の法定化等）が少なからず影響を与えているものと考えられます。その一方で、近年、国税当局は、法定調書制度を拡充（国外財産調書・財産債務調書）し、財産情報の収集を強化しています。これら調書に記載のあるものは加算税を5%軽課したり、記載がないものは5%重課したりと、調書制度と加算税制度のリンクも図っています。

2. 加算税は申告と納付に係るものが2種類

国税には「附帯税」というものが6つあります（延滞税・利子税・過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税）。

このうち、加算税は、申告に関するもの（過少申告加算税・無申告加算税）と納付に関するもの（不納付加算税）の二つがあります。申告・納付について「隠ぺい・仮装」がある場合には、これらの加算税に代えて、重加算税が課せられます。

3. 平成28年改正で加算税二つの見直し

平成28年税制改正では、申告に関連する加算税について二つの見直しが行われました。一つは「事前通知」から「更正予知」までの期間についての加算税の割合の見直しです。現行法では、調査の事前通知を行った直後にその納税者が多額の修正申告を行い、加算税賦課を回避する余地があるため、この改正が行われました。

（当初申告50万円以下の部分の場合）

	当初申告 ～事前通知	事前通知 ～更正予知	更正予知 ～更正等
改正前	過少申告0% 無申告5%		過少10% 無申告15%
改正後	過少0% 無申告5%	過少5% 無申告10%	過少10% 無申告15%

もう一つは、過去5年以内に加算税・重加算税を賦課された者が、再び無申告等を行った場合には、加算税を10%加重するというものです。調査が少なくなったとはいえ、短期間に無申告等が繰り返される場合には、厳しく対処するというものです。

2章 関連法規

平成28年税制改正大綱

(国税)

加算税制度について、次の見直しを行う。

(1) 調査を行う旨、調査対象税目及び調査対象期間の通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知(2)において「更正予知」という。)する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合(現行:0%)については5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:5%)については10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)とする。

(注1) 次の修正申告等については、上記(1)の加算税の対象としない。

1 次のように調査対象を区分する場合において、調査対象とならない部分に係る修正申告イ 調査の事前通知の際に納税者の同意の上、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合

ロ 一部の連結子法人の調査を行わないこととした場合

2 他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等

3 相続税又は贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等

(注2) 源泉所得税の不納付加算税については、上記(1)の見直しの対象としない。

(2) 期限後申告若しくは修正申告(更正予知によるものに限る。)又は更正若しくは決定等(以下(2)において「期限後申告等」という。)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(更正予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合(15%、20%)又は重加算税の割合(35%、40%)について、それぞれその割合に10%加算する措置を講ずる。

(注) 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、上記(2)の見直しの対象としない。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

新国税通則法 65条 (過少申告加算税) ①

期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

※ 下線部分が改正。無申告加算税についても、同様の改正が講じられています(新国税通則法 66

条（無申告加算税）

新国税通則法 68 条④

前三項に規定に該当する場合において、これらの規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書を提出、更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二項に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があった日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税に属する税目について、無申告加算税が課され、又は徴収されたことがあるときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

※下線部分が改正。

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報は、あくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的なご検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2016年10月

—以 上—